

# 埼玉県県土・都市整備部簡易公募型プロポーザル方式試行要綱

## (趣 旨)

**第1条** この要綱は、建設事業に伴い埼玉県県土整備部及び都市整備部が発注する調査、計画、設計等の業務のうち、高度な知識が要求される業務、あるいは、高度な構想力、応用力が要求される業務等の契約にあたり、意欲及び技術的能力等を勘案し、最適な建設コンサルタントを選定する方式（以下、「プロポーザル方式」という。）を試行するための必要な事項を定めるものとする。

## (対象業務)

**第2条** プロポーザル方式の試行の対象となる業務（以下「当該業務」という。）は、次に該当するもののうちから、当該業務の決裁権者（以下「決裁権者」という。）が指定するものとする。ただし、特許、著作権等を必要とする業務は、本要綱の対象としないものとする。

- (1) 長大橋梁や排水機場の詳細設計など、高度な技術的知識と豊富な経験に基づく判断を要する業務
- (2) 道路、橋梁や河川の景観設計など、新規性や特殊性があり、技術者の構想力、応用力が必要な業務
- (3) 新たな技術や解析手法を使用するなど、先例が少なく検討手法が確立されていないもの
- (4) 本県において発注仕様を定めることが困難など、標準的な業務の実施手続が定められていないもの
- (5) その他プロポーザル方式で執行することが適当であると考えられる業務

## (技術提案書の提出者に要求される資格)

**第3条** 技術提案書の提出者に要求される資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタント業務に登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
  - ② 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第104条において準用する同規則第91条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者

- (3) 第6条の公示を行った日以後に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

#### (建設コンサルタント選定委員会)

**第4条** 決裁権者は、発注機関に建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設け、選定委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 第5条の資格要件、第8条の一次選定評価基準及び第11条の二次選定評価基準の決定に関すること。
  - (2) 第8条の一次選定において、ヒアリングを依頼する者の選定に関すること。
  - (3) 第10条のヒアリングに関すること。
  - (4) 第11条の二次選定において、技術的に最適と考えられる者の特定案に関すること。
- 2 建設コンサルタント選定委員会委員長（以下「委員長」という。）は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

#### (技術提案書の提出)

**第5条** 決裁権者は、建設コンサルタントにプロポーザルの提出を依頼するため、第6条の公示において、本手続きへの参加を表明する書類（以下「技術提案書」（様式1号）という。）の提出を求めるものとする。

2 技術提案書の提出期限は、原則として、第6条の公示を開始した日の翌日から起算して15日とするものとする。

ただし、技術提案書の作成にあたり、閲覧図書がある場合の技術提案書の提出期限は、原則として、第6条の公示を開始した日の翌日から起算して20日とするものとする。

3 決裁権者は、技術提案書の提出者及び提出された技術提案書の内容が、資格要件を満たさない場合は、技術提案書を受理しないものとする。

#### (手続開始の公示)

**第6条** 決裁権者は、技術提案書の提出を求めるにあたり、本庁所管課及び発注機関において次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 業務の概要
    - ① 委託業務名
    - ② 委託箇所
    - ③ 委託業務内容
    - ④ 履行期限
    - ⑤ 委託予定額
  - (2) 資格要件
  - (3) 一次選定及び二次選定の評価基準
  - (4) 技術提案を求める具体的テーマ
  - (5) 窓口・問い合わせ先
  - (6) 手続き
    - ① 説明書の交付期間、交付場所及びその方法
    - ② 技術提案書の提出期限、提出場所及びその方法
    - ③ 閲覧図書がある場合は、その閲覧図書一覧、閲覧場所及びその方法
  - (7) 技術提案書提出後の予定
    - ① 一次選定の有無
    - ② ヒアリング予定日
  - (8) その他決裁権者が必要と認める事項
- 2 決裁権者は、前項の公示において、第8条の一次選定を行わない旨を明記した場合は、第8条及び第9条の手続きを省略することができるものとし、技術提案書を提出した者のうち資格要件を満たすすべての者に、ヒアリングの依頼を様式4号により行うものとする。

#### (説明書の交付)

**第7条** 決裁権者は、第6条の公示後速やかに、本条第2項に掲げる事項を記載した説明書（様式2号）の交付を開始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

- 2 説明書には、第6条第1項に掲げる事項（「説明書の交付期間、場所及び方法」を除く。）及び次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 業務の概要
    - ① 業務目的
    - ② 業務実施上の条件
    - ③ 成果品

- ④ その他技術的な留意事項等
  - (2) 技術提案書提出後の予定
    - ① 一次選定結果通知及びヒアリング依頼方法
    - ② 二次選定結果通知方法
  - (3) 説明書に対する質問の受付期限、受付場所、受付方法及びその回答方法
  - (4) その他
    - ① 契約書作成の要否
    - ② 手続きにおいて使用する言語及び通貨
    - ③ その他決裁権者が必要と認める事項
- 3 第6条第1項第4号の技術提案を求める具体的テーマは、提案者の負担を軽減するため、当該業務の遂行に当たってポイントとなる特定分野に絞るなどの配慮を行い、原則として1テーマA4判用紙1枚とするものとする。
- 4 第2項に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- (1) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及び一次選定において選定されなかった旨の通知を受けた場合は、ヒアリングを受けることができないこと。
  - (2) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とすること。
  - (3) 提出された技術提案書は返却しないこと。
  - (4) 提出された技術提案書は、一次選定及び二次選定以外には、提出者に無断で使用しないこと。
  - (5) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することはできないこと。
  - (6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがあること。

#### (一次選定)

- 第8条** 選定委員会は、一次選定評価基準に基づき、技術提案書を提出した者の審査を行い、この中からヒアリングを依頼する者を3から5者程度選定し、委員長は、決裁権者に報告するものとする。
- 2 決裁権者は、前項の報告を受け、一次選定において選定された者にその旨の通知及びヒアリングの依頼を様式3号により行うものとする。

### (一次選定における非選定理由の説明)

- 第9条** 決裁権者は、技術提案書を提出した者のうち、一次選定において選定されなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を様式5号により通知するものとする。
- 2 第1項の通知は、第8条第2項の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、第6条の公示及び第7条の説明書において明示した資格要件及び一次選定の評価基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。
- 3 第1項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、決裁権者に対して非選定理由についての説明を様式6号により求めることができるものとする。
- 4 決裁権者は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、様式7号により回答するものとする。

### (ヒアリング)

- 第10条** 選定委員会は、第8条の一次選定において選定された者にヒアリングを実施するものとする。
- 2 選定委員会の委員長、副委員長及び委員は、第8条の一次選定において選定された者へのヒアリングにおいて、二次選定評価基準に基づき、技術的な最適案を特定するための評価を行うものとする。

### (二次選定)

- 第11条** 選定委員会は、二次選定評価基準に基づき、一次選定において選定された者の中から当該業務について技術的な最適案を特定し、委員長は、決裁権者に報告するものとする。
- 2 決裁権者は、前項の報告を受け、当該業務について技術的に最適な者を特定するものとする。
- 3 決裁権者は、第1項により特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を様式8号により行うものとする。

### (二次選定における非特定理由の説明)

**第12条** 決裁権者は、一次選定において選定された者のうち、最適な案として特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を様式9号により通知するものとする。

2 前項の通知は、第11条第3項の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第6条の公示及び第7条の説明書において明示した二次選定の評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

3 第1項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、決裁権者に対して非特定理由についての説明を様式10号により求めることができるものとする。

4 決裁権者は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、様式11号により回答するものとする。

### (実施上の留意事項)

**第13条** 技術提案書を提出する建設コンサルタントが、他の建設コンサルタントの協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

### (特記仕様書の作成及び予定価格の設定)

**第14条** 決裁権者は、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に当たっては、第10条により特定された建設コンサルタントの技術提案書の内容を尊重するものとする。

2 前項において、必要がある場合には、技術提案書について、当該建設コンサルタントと意見交換を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映させるものとする。

### (提案資格の喪失等)

**第15条** 決裁権者は、第11条第3項の通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された技術提案書は無効とすることができる。

(1) 第6条及び第7条の資格要件を満たさないこととなったとき。

(2) 技術提案書等に虚偽の記載をしたとき。

- 2 決裁権者は、前項の場合において、第11条第3項の通知を受けた者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して書面により通知するものとする。
- 3 決裁権者は、第1項の場合において、第11条を準用して技術的に最適な者を特定するものとする。

附 則

この要綱は、平成 6年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 2月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。